

## 鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和6年6月19日（水曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後0時12分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (7名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	加 嶋 辰 史		
事務局職員	局 次 長 一村 泰志	局 長 補 佐 毛利 元	
出席説明員	<b>【福祉部】</b> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課ねりんピック推進室長 小谷 昇一 障がい福祉課長 枘谷 承文 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏  <b>【健康こども部】</b> 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 山根 径 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 竹内 大 保健医療課心の健康支援室長 玉川 陽子		
傍 聴 者	1人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時57分 開会

### 【福祉部】

◆星見健蔵委員長 おはようございます。2、3分早いようですけども、皆さんおそろいのですの

で、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、福祉部の議案審査を行い、その後、健康こども部の順に進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは福祉部の議案審査に入ります前に、藏増福祉部長より御挨拶をいただきたいと思います。藏増部長。

○藏増祐子福祉部長 はい。おはようございます。福祉部の藏増でございます。本日は前回の6月11日の委員会に御説明を申し上げました議案と6月17日に追加の補正予算を計上させていただいております予算議案が1件ございます。追加させていただいた予算議案でございますが、議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、福祉部の関係といたしましては光熱費の価格高騰により生活保護世帯などに支援を行う経費2,277万1,000円を計上させていただいております。これは鳥取県の6月補正予算に呼応して計上させていただいたものでございます。詳細につきましては担当課長より御説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 最初に事業別概要18ページの下段の社会福祉施設等整備事業費について伺います。当初予算で重度障がい者のためのこれまで鳥取にはない施設を予算化しているという説明があったのがこれではないかなと思っておりますが、また、前回の説明で国と個別協議を行っているという話もありました。今回の補正予算はその施設の単価が上がったということなんですが、今の状況も含めてどういう施設なのか説明をしてください。

◆星見健蔵委員長 枘谷課長。

○枘谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枘谷です。岩永委員より施設の概要と現在の状況ということで御質問いただきました。施設に関して言いますと、重度の障がいのある方向けのグループホームということでございまして、市内では初ということになります。前回の委員会のほうでも現在、国との協議中ということで説明はさせていただいたところですけども、先週に中国四国厚生局より連絡がありまして、採択されたというような連絡をいただいております。そのほかにつきましては定員が20名ということと、あとは、設置予定地は国府町地内ということ、総事業費は1億7,490万ということで補助額の上限を利用するという計画でしたけども、今回基準額が上がりましたので、その分だけ補正予算で計上させていただいたところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 この障がい者の方の病院、あるいは施設から地域へついでというのが流れ、その中間的なところがグループホーム、あるいはそこを拠点にして地域と関わるという施設だと思

うんですけど、重度の障がい者の方ってということになると体制やら、それからここで生活するということが主な目的というふうに理解をさせてもらったらいいのか、体制やらそれからその目的についてお願いします。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。岩永委員からの御質問にお答えします。重度の障がいのある方向けということで、体制としましては看護師の配置ですとかいうことで医療的ケアの必要な方も受け入れるということでございますし、通常ですと、グループホームですと日中はほかの施設に行かれて日中活動されるということになりますけども、この施設はこの施設内で日中サービス、日中活動ができるというところで、施設内での生活が可能ということになります。ただ、やはりグループホームになりますので、その方がグループホームで集団での生活に慣れた上で、その意向に従って1人暮らししたいとかいうことがあれば、その方の状況に応じて地域移行ということを目指していくということになるのではないかと考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。事業別概要書17ページの上段、介護保険事業計画・高齢者福祉計画推進事業費についてお尋ねをいたします。事業の内容にアンケート調査というのがあります。具体的にはどういう中身のアンケートになっていますか、教えてください。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。アンケートの質問項目につきましては県のほうから指示っていいですか、こういったことを聞いてくださいというような依頼が来ておりまして、それで、そのほかにも市のほうで聞かせていただきたいというようなところの項目も含めていこうかなと考えているところですが、具体的に、今、調査項目として考えているところは世帯類型ですとか、主な介護者について、この介護をどんな方が介護しておられるかといったようなところと介護をされている方の属性ですね、ここに社会参加されているかというようなところも聞くようにしております。それから介護者から受けている介護の内容、今後必要と感じる支援、それからサービスを利用しておられない方を対象に考えておりますので、なぜサービス必要なのに利用していないかといったようなところをお聞きして、どういったところがサービスにつながっていないかというようなところを把握していきたいと考えております。

それで、調査のほうは郵送ですけども、郵送は今、この孤独・孤立（老老介護）でないかなと考えられるような方を調査の対象としておりますので、以前、こういった老老介護の状態であったけれども、今はサービスを利用しているという方がおられると思いますので、そういった方を把握するために包括の方にちょっと聞き取りをしたりして、より実態調査をしたいと考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。できれば、やはり孤独・孤立ということ进行调查されるので、1つはその介護の有無という、または中身だけではなくて、近くにやはり相談者がいるかどうかとか、そういったこともアンケートの中に入れてほしいというふうに1つは感じました。できればそういうことも入れていただきたいというふうに思います。

もう1つですが、大阪の八尾市に行きましたら、様々いろんな、あれは国からの給付金の関係でしたけれど、給付金の通知を送ってもなかなか返ってこない。そこでいろんな機関が連携をして実態把握に乗り出したっていうようなところから、具体的にやっぱり実態が見えてきたという、こういう私たちも視察で学びをしました。こういうアンケートをして返ってこなかった場合というところの、そういう対策は考えておられるかどうか教えてください。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。まず、相談相手がおられるかどうかということについての調査項目なんですけど、今回の場合は孤独・孤立ということがありまして、相談相手がおられるという方についてはちょっと対象外かなというところは考えているところでして、相談相手がおられるかどうかについてという調査というのは、第9期の計画をつくるときに調査をしております、それで、そういった心配事を相談できる相手がいるかどうか、その相手はどんな方ですかといったようなところの調査をしております。今回の孤独・孤立の調査と併せて、実態の基礎データとして県のほうには提出しようと考えておりますので、そういったとこで拾っていきなというふうなところで考えております。

それから回答がなかった方につきましては、何らかの方法で回答がなかったということ把握できるような方法で調査をさせていただいて、回答がない方について後追いをするのかといったところ、どういった方法で後追いしていくかっていうところもまだ検討段階ですけども、何らかの形でフォローできるように調査をしたいとは考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今の孤独・孤立の調査に関わってなんですけど、近くに相談者がいるかっていう項目は、こちらはおられない方だと思って出しているかもしれないけど、実はいたとか、あるいはやっぱり必要だと思うけど、いないというような実態っていうのはぜひつかんだほうがいいんじゃないのかなと思うんですけど、項目に入れることができれば、ぜひ入れていただきたいなと思います。

それとこの2,000世帯はもともとサービスを利用していない世帯なんだろうけど、大体まず75歳以上のその夫婦世帯とか、あるいは老兄弟、あるいは老親子、75歳以上の複数世帯っていうのは、この2,000世帯のうち、どれくらいおられるというふうにつかんでおられるんですか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。先ほど調査項目のほうに相談相手がいるかどうかといったところを加えてはという御提案をいただきました。ありがとうございます。そうですね、項目としては市のほうである程度追加することができますので、委員さんおっしゃいましたように相談相手がおられるのかどうかといったところも調査項目に加えていきたいなと思います。ありがとうございます。

それから75歳以上の複数の世帯員の数でよろしかったですね。これにつきましては住基のデ

一タになりますので、数としましては3,814世帯いると把握しているところですが、ここを求めるに当たってまず75歳以上のみの構成の世帯って数字を出しておきまして、これには施設に入っておられる方の数も含まれておりますので、そこをベースにして75歳以上の複数世帯員で構成されている世帯数として3,814世帯と把握しているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。今回のこの対象の数、2,500世帯から750世帯を選び出して調査票を郵送するっていう、この750の数っていうのは、調査として値する適当な数という判断なんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。統計学的な数字になるんですけども、大体2,500のサンプル数で、プラスマイナス5%というような誤差で考えた場合に、185世帯の方に調査をかければいいというような数字もあります。それで2,500世帯の大体3割のところの数字になるんですが、750世帯の方に調査票を送らせていただいて、6割ぐらいの回収を見込んでおります。それで450世帯の方から回答が来るといような想定で今回構成させていただいております。この450世帯から回答いただければ統計学的にも有意の数字になるといふふうに考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。統計学的に実態をつかめる数だということなんですけど、私も数として実態をつかむことと併せて、老老介護の状態におられる人の実態や要望や、そういう状態におられる方をつかんでいくっていうことは大事だと思いますので、統計学的な数と併せて、返信がない場合は追及するとか、この回答を見てやっぱり大変だな、何とか介入しないとイケないんじゃないかというようなことが分かる、つかめる中身にさせていただいて、ぜひ追いかけて可能なような調査として生かしていけたらと思います。要望します。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。調査をするからには、委員おっしゃいましたとおり、そういった必要とされるサービスにつなげていけるように、可能な限り後追いをしていきたいと考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。それじゃあ、ねんりんピックを質問します。18ページの上段ですけど、この前資料を提供してもらってまして、このねんりんピック推進事業費について配置図があるわけですし、オレンジの部分が鳥取県が運営するエリア、ブルーが鳥取市が運営するエリアということで、市が3分の1、県が3分の2と、全体942万3,000円、これは市の分だということだと思いますが、全体で2,820万ぐらいかかると。この配置といいますか、県の運営するエリアというのは芝生広場みたいな感じでしてね、ほとんど。それと県民体育館と、サッカー場の部分とテニス場が鳥取市ということで、この経費は長椅子やテントということのようですが、このブルーの部分での長椅子やテントの配置なのか、また、あらゆるにぎわい広場でもテントを張ったりしたり、全体的にそういうまとめた借り数というか。分けのその具体的なちよ

つと説明をお願いします。

◆星見健蔵委員長 小谷室長。

○小谷昇一長寿社会課ねんりんピック推進室長 はい。ねんりんピック推進室の小谷でございます。こちらの予算でございますけども、寺坂委員さんのおっしゃるとおり、今回の補正金額といたしますのは、テニス、サッカーの競技でございますけども、こちらの会場、競技部分のテニスの長椅子ですとか、テントですとか、仮設トイレの部分ですとか、そういった部分と、あと、にぎわい広場としまして矢印を書いております。こちらのほうにもテントを多く設けましてブースをつくりますんで、そちらのテント、椅子、長机、それに伴う電気工事ですとか、配水といったような設備が主なものとなっております。以上です。

◆寺坂寛夫委員 はい。大体様子分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。同じ箇所のちょっと質問させていただきます。前に会場図のこの10月20日から21日と、説明には19日からになっておるので、この日にちの違いとか、これは何だろうかということで、まず1つ。それと、あと、経費、設営費が確定したため増額するものがありますが、実際これで確定なのか、今後増額がある可能性がありはしないか。この2点お願いします。

◆星見健蔵委員長 小谷室長。

○小谷昇一長寿社会課ねんりんピック推進課長 はい。ねんりんピック推進室の小谷でございます。委員の質問にお答えいたします。ねんりんピックの期間といたしましては10月19日から22日という形、この日になってございます。ただ、この布勢の運用につきましては、鳥取市が行いますのが10月20日から21日という形で、若干その大会期間等、全ては鳥取市が管理するものじゃないですよってところがございます。説明しますと、鳥取県の管理エリア、運営エリアは黄色にしております。その中でサッカーの③、こちらサッカーの球技場でございますし、陸上競技場、サッカーの②って書いてあるところ、こちらは鳥取市の青色塗ってございますけども、10月19日時点では、こちら青色じゃなくて黄色、鳥取県がそのまま陸上競技場では総合開会式を行いますし、この球技場③というところでは選手がここに全面テント張りまして、休憩なり、待機所という形で全て鳥取県が運営されると。19日時点でいいましたら、こちら②、③が全て黄色になっているというようなことございます。

ただ、鳥取市はそこから場面転換しまして、20日にはこういうふうな体制になりますよというふうなことでこの図をお示したものでございます。あと、この増額について、これ以上増額は無いでしょうかというふうな御質問でございます。こちらにつきましては、もう実施が10月19日と決まっておりますので、もう増額というふうなことは多分難しいかなと、発注かけてもうそのまま施工という形になりますので、今のこちらの予算額の中で行って、現在調整しておりますけども、今、説明させていただきました②のサッカー場ですとか、③のサッカー場、こちら鳥取県がテントを数多く張っておりますんで、それを鳥取市が借り受けて部分の支払いを行ったりというふうなこの調整という中で経費のほうは調整していきたいと考えておるところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。説明ありがとうございました。初めの件は分かりました。会場の日にちの示してある理由は分かりました。今の段階での設営費の確定というのは分かったんですが、じゃあ、決算上というところで増額があった場合はどうされるんですかというのが、ちょっと質問の趣旨じゃないけれど、うまく伝わってなかったと思いますので、再度質問させていただきます。

◆星見健蔵委員長 小谷室長。

○小谷昇一長寿社会課ねんりんピック推進室長 ねんりんピック推進室の小谷でございます。決算上、もしも増額した場合っていうようなこの御質問だと思います。今の当初の予算とこのたびの予算、計上させていただきました。こちらにつきまして、これから入札なのか、会場設営についての業者を決定してまいります。そちらのほうで幾分かその相差が出ると考えておりますし、これからその大会の運営についての様々なプログラムとか、取組というものも決まってまいります。その設営の金額を勘案した上で、そのプログラムですとか、内容も変更しつつ、この予算内で収まるようなことを今、努めてまいりますので、現段階ではオーバーということは考えておりません。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。事業別概要の17ページの下段ですけども、ふれあい型食事サービス補助金の中の事業の内容で、単価が1食当たり40円掛ける2万4,395食となっていますけども、この2万4,395食はどういったところから出た数か、教えてください。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。配食数につきましては、過去の実績の食数を基に見込んでおりまして、この数につきましては、5年度の各地区の配食数の平均数に6年度35地区で行われるであろうという数字を掛けて算定したものになります。以上です。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 すみません。関連してですけど、この40円の基礎をお聞きしましたかいな。40円の基礎、教えてほしいんですけど。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。単価の40円につきましては、これ5年度に初めて補助制度をつくりまして、5年度からの補助制度になるんですけども、そのときに、各地区の地区社協さんのほうに上がった単価をお聞きしまして、それでお聞きした単価を基に、令和5年度につきましては38円のかさ上げ補助ということで算定させていただいたんですが、6年度につきましてはさらに38円を40円に上げて予算を要求させていただいているところです。

というのが、実際令和5年度のときに、市のほうは38円のかさ上げだったんですが、社会福

祉協議会さんのほうが2円足されまして、各地区には40円のかさ上げ補助をされたというような実績がありましたので、6年度につきましては38円を40円に上げて補助をさせていただこうということで、予算を計上させていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 ということは、社福の実績に応じてという考え方でよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。そうです。社会福祉協議会さんが40円で補助をされたという、2円プラスされて40円で補助されたということも含めて、各地区からの調査でお聞きした平均価格の上昇数等を考慮して決めさせていただいたということです。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 19ページの過年度国県支出金返還金です。中国残留邦人の方は1世帯1名おられて、支援相談員1名おりますという報告でした。支援相談員さんというのは福祉事務所におられる職員さんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。支援相談員ですけれども、福祉事務所に常駐はしておりませんが、委嘱をしております、必要なときに出勤していただいているという格好を取っております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 その中国残留邦人さんの世帯の要望を聞いたり、支援をしたりというようなお仕事というふうに理解したらいいですか。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。先ほどの岩永委員の御質問ですけれども、この1名の方なんですけれども、中国残留邦人であった日本人の方は、既にお亡くなりになっておりまして、その連れ合いの方になります。それで、この連れ合いの方は中国籍の方、中国人の方でございます、その方が1世帯、1名いらっしゃるんですけれども、大分御高齢になっておりまして、体調に関する医療のこととか、介護に関することの御相談とか、例えばトイレに手すりをつけたいということでしたら、手すりの位置とか高さとか、そういったのを介護支援専門員と相談しながらその場でいろいろ通訳とかも交えながら、業務のほうしていただいていると、いろいろ御相談に乗っていただいているというところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第74号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは引き続きまして議案第74号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。それでは質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第74号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第90号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 続きまして議案第90号専決処分事項の報告及び承認について所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 こないだの資料で生活保護世帯の方で、未熟児養育医療に該当する方があったのでってということだったと思うんですが、それで生活保護の方だったら、生活福祉課のところの保護費の中に医療費があつてかなと思ったんですけど、この保険年金課で補正が出てきているので、何でかなと思ったので、教えてください。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。未熟児養育医療費助成の制度ですが、これにつきましては、生活保護と未熟児医療の助成制度の中で、上位というか、どちらを優先するかということが決まっているものです。未熟児の養育医療助成制度のほうを優先するという決まりになっているために生活保護の中の医療費ではなく、この未熟児の養育医療費については保険年金課が所管しております助成制度を優先して活用しているということです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 分かりました。どちらも国の制度だけでも、未熟児養育医療のほうを優先すると、それで、生活保護世帯の方だから、ここに未熟児養育医療にかかった100%分が入っております。もし国保の人だったら同じことになるわけ分かんけど、例えば、健康保険の本人さんだったら、保険年金課のここにかかってくるのは7割分とかいうことになるんですか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。未熟児養育医療の助成制度ですけども、まず、医療費全体のうち、8割保険者が負担する部分があります。それで、これは国民健康保険の方であれば国保が負担しますし、ほかの被保険の方であればそちらのほうで負担

になるんですが、残りの2割のうち、これが通常であれば御本人が負担される部分でして、このうち、2割の中で、公費で負担する部分とそれから所得に応じて御本人が負担していただく分、これが受給者負担分とっておりますが、これがございます。

なので、例えば、被保険者の方であれば8割部分はその加入しておられる保険の制度のほうから負担されますし、残りの2割のうち、扶養される親御さんの所得に応じて本人さんが負担される金額と残りの部分を、それ以外の部分をこの未熟児の養育医療制度のほうで負担させていただいているというような仕組みになっております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**星見健蔵委員長** 討論なしと認め、以上で討論を終結します。これより議案第90号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案を承認される方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆**星見健蔵委員長** 挙手全員と認め本案は承認すべきものと決定されました。

議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** それでは続いて追加提案分に入ります。議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分について執行部説明をお願いいたします。

◆**星見健蔵委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** はい。生活福祉課西垣です。それでは議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算の説明を事業別概要にて御説明させていただきます。事業別概要7ページ下段でございます。低所得者等への光熱費助成事業（生活保護受給世帯分）になります。このたび鳥取県においては市町村が物価高騰による家計への負担が大きいとして経済的な支援を実施する場合、1世帯1万円を上限とし、補助率2分の1とする家計負担激変緩和対策事業を創設されることとなりました。これは従来の事業を延長するものではなく、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業が終了することにより、物価高騰による影響が大きい世帯に対して激変緩和策として実施されるものであり、本市としましても県の補助制度を活用いたしまして、光熱費の一部助成を行うことで、生活保護世帯の方の生活への影響を緩和したいと考えているところでございます。

事業の内容としましては、病院、社会福祉施設に入院または入所している世帯を除いた対象となる生活保護世帯1,980世帯に対しまして1世帯当たり1万円を上限に行うものでございます。事業費としましては、助成額が1,980万円、これに郵送料などの42万円を加えて合計2,022万円となります。財源としましては、調整額の1,980万円の2分の1である990万円に鳥取県の家計負担激変緩和対策事業補助金を活用いたします。

今後のスケジュールですけれども、6月定例市議会にて御承認いただけましたら、早急に事

務作業に入りまして、7月末までには生活保護世帯の方への助成を完了したいと考えているところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。それでは障がい福祉課の所管に係る6月追加補正予算案について御説明いたします。事業別概要書7ページ上段をお開きください。低所得者等への光熱費助成事業費（特別障害者手当等受給世帯分）になります。こちらにつきましては、事業の経過、背景、目的、スケジュール等は先ほど生活福祉課より説明させていただきました生活保護受給世帯分と同様でございますが、特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の各手当の受給世帯のうちの生活保護世帯、児童手当受給世帯を除きました住民税非課税世帯250世帯に対しまして1世帯当たり1万円を助成するものになります。

補正額は助成額250万円に郵送料等の事務費を加えました255万1,000円、うち125万円は県の家計負担激変緩和対策事業補助金を活用する予定でございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。それでは議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。委員の皆様から質疑ございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。このたびのこの物価高騰対策はプッシュ式でというふうに説明を受けていまして、この括弧で全部見込んで書いてありますね。障がい福祉も生活福祉のこの見込ということに関して見解をお聞かせいただきたいと。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。まず、生活保護受給世帯分につきまして1,980世帯というふうに見込んでおります。これは今の生活保護受給者世帯の入院、入所を除きました人数と過去の実績を調べまして、この世帯であれば十分足りるであろうという世帯数を算定したものでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。ちょっと待ってください。

◆坂根政代委員 はい。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。見込につきましては障害者手当等の世帯受給者分につきましては、生活保護受給者分の方ですとか、児童手当の方、そういった方を除いたものになりますので、少し動きがあるということでございますが、4月に支給させていただいた実績につきましては234世帯ということになりますので、少し余力を持った見込数値とさせていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。追加で説明をさせていただきたいと思えます。先ほど算定で1,980世帯を出した数字のまず基準日ですけれども、7月1日時点を想定して数字を算定いたしました。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆**坂根政代委員** それぞれ見込だということで、今、御説明を障がい福祉課、そして生活福祉課からもいただきました。それで、質問なんです、新たな生活保護世帯が生まれた場合はこの1,980世帯の中で可能なのか、どうなのかということ、また、7月1日現在というところで、今後も増えてくる可能性はあるというところでのその対応についてという、この2点お願いをしたいと思います。

それで、障がい福祉課のほうにつきましては、説明していただきたいんですが、対象者の②経過福祉手当受給世帯というのがありますね、これ少し説明してください。よろしくお願いします。

◆**星見健蔵委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** はい。生活福祉課西垣です。まず、生活保護世帯ですけれども、失礼しました。新たに生活保護世帯が増えた場合対応できるかどうかという御質問でした。過去の実績を見まして十分この数字で、この世帯数で対応できるというふうに思っております。今までの生活保護の申請率、相談者数とかを勘案しまして十分この1,980世帯で対応できるのかなと思っておりますし、2つ目の、確かに今日現在も新たに生活保護の相談を承っております。同時に生活保護から廃止になる世帯のほうも同様に発生しておりますので、こちらにつきましても今までの経過を踏まえて十分対応できる数値、見込数なのかなと判断したところでございます。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文障がい福祉課長** はい。障がい福祉課枘谷です。先ほど坂根委員より経過福祉手当を御質問いただきました。こちらにつきましては、昭和61年の3月末に制度、当時、福祉手当というものがあつたんですけども、それが特別障害者手当等へ変わったところがありまして、それで、当時20歳以上の方でこの福祉手当の受給者の方、ただ、特別障害者手当や障害基礎年金の対象外の方が発生したということがありまして、そういった方々に対してこの経過福祉手当という制度を設けて同じような支援を行った。障害児福祉手当と同額になりますけれども、支給をしておるということでございます。現在のところ新規認定はありませんので、当時認定された方について、ずっと支給をさせていただいておるということでございます。以上です。

◆**坂根政代委員** ありがとうございます。

◆**星見健蔵委員長** そのほか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 年度当初、4月の光熱費助成とは違う制度なんだということでした。それで1世帯当たり1万円ということなんです、これは何か月分を想定されたものでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** はい。生活福祉課西垣です。今まで光熱費助成の説明をさせていただいた際に、何月から何月分というふうな説明が可能であったかとは思っておるんですけども、このたびこの激変緩和対策事業、県のほうから説明を伺った際に、このたび県は市町村に対して明確に何か月分というの示しておりません。それで、ただ、電気・ガスの6月使用分から国の特別措置がなくなりますので、激変緩和対策として一定期間必要であると。それを県のほうは6か月分、6か月間というふうな期間でもって1万円というのを計算されたというふう

伺っております、本市としましても県と協調して事業を実施するところから、この考え方でやっていこうと思っているところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 何か月分という説明はなかったというお話と、それから後半で6か月分1万円というふうに認識しているっていうふうに言われたですね、6か月分1万円ということですね。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。鳥取県のほうからは1万円の算定根拠としまして、激変緩和対策、激変緩和の期間として半年間、6か月分を見込んでいるという説明を受けましたけれども、従来のように何月から何月までというふうな説明はされておりませんという意味でございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。皆様、以上でよろしいでしょうか。それでは以上で福祉部を終了します。大変お疲れさまでございました。

#### 【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。議案審査に入ります前に竹内健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思えます。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 皆さん、おはようございます。健康こども部長の竹内です。それでは本日は6月11日の委員会で御説明させていただきました議案6件の御審議をよろしく願います。それから、追加提案しております健康こども部に係る議案1件がございます。議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）、内容としましては児童扶養手当受給世帯への光熱費の一部助成を行うための経費として1,512万円の増額補正を提案しております。また、その他報告といたしまして、こども誰でも通園制度試行的事業の実施についても報告させていただきます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** それでは議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。そうしますと20ページの上段の豊実保育園と倉田保育園の改築事業費ということで、物価高騰により賃金水準等で請負代金の増額ということがありますが、まずお聞きしたいのは、この補正前の額で今年度1億3,126万8,000円、これの豊実と倉田の分けを、事業費を。これはもう令和4年度の債務負担行為で一括、上がった事業だと思うんです。当時3億2,000万ちょっとと、倉田の、3億6,600万の豊実ということで、場内工事やいろいろ残ったのか、その中で事業内訳と、今年度の当初からの、それと説明この前受けました豊実の529万3,000円の増と倉田が321万2,000円という人件費やその辺があったということがありましたけど、これはいつの時代から、令和5年の1月頃から着工されておると思いますが5年度分や6年度、今の現状なのか。そのアップ率ですね、それを、アップを参考されたその数値といえますか、対象とされた、その内訳をちょっとお尋ねします。

◆**星見健蔵委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** はい。幼児保育課の濱田です。豊実保育園と倉田保育園の、まず変更前の金額でよろしいでしょうか。豊実保育園につきましては変更前が6,226万円、倉田保育園につきましては変更前が3,520万円となっております。また、次に、この増額となった原因なり、その比較となった物価なり、そういったスライドの状況というところでございますが、まず、変更後の残工事、こちら解体、旧園舎の解体工事と外構工事部分になりますが、豊実保育園分が6,848万6,000円、倉田保育園分が3,894万円という金額になっておりまして、それぞれ先ほどの変更前から10%程度増額となった金額、こちらのほうが各請負業者のほうから見積りによって示されたところでございます。

この金額につきまして、こちらのほうで精査をさせていただきました。その中で、本残工事に関連する主な建設資材の価格、こちら2023年、2024年対比でございますが、こちらで11から12%上昇しているということがまず1点ございました。もう1点が、公共工事設計労務単価、こちら公共事業従事者の賃金実態を調査する公共事業労務費調査の結果に基づき、国が公共工事の積算に用いる単価として決定、公表されているものでございます。こちらのほうの金額が令和4年10月と令和6年2月の対比で約10.9%上昇しておりました。この2点などから、契約締結後の賃金水準、または物価水準の変動に伴う増額として、この10%程度の増額というのは妥当であるということで判断させていただいたものでございます。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。賃金が10%、資材なんか11%ということのようですけど、この今年度予算、債務負担残った6年度事業の残工事が6,200万と3,500万ぐらいということで、それだけの増というのではなしに、全体的受けられた分の5年度の工事も含めてということのようですか。ちょっとその辺を。

◆**星見健蔵委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** はい。幼児保育課濱田です。まず、こちらのほうの増額に関しまして

は約款の規定に基づいてさせていただいたものでございまして、それで、約款の規定の内容としましては、こちら発注者、または受注者、どちらからか工事内で請負契約締結の日から12月（12か月）を経過した後に日本国内における賃金水準、または物価水準に変動があった場合、請負代金額が不相当となったと、それによって認められる場合に請求代金の変更を請求することができるというような規定に基づいてやったものですので、こちらは6年度の残工事のみが対象となっております。以上でございます。

◆寺坂寛夫委員 了解です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。21ページ下段の若草学園管理運営費です。この間の説明、それから質疑もありました。この間の説明のときにサウンディング調査の外部委員さんが有識者と保護者という説明があったと思います。それで資料も前回の会議のときに頂いて、いろいろ新しい施設に求められる中身のことも資料に書かれておりました。外部委員さんの声を取り入れてテーマを設定していくということでしたけど、今やっぱり築37年で、とっても古くなるとって、担当課として特にやっぱりこの新しい施設に求められるものをどういうふうに考えておられるのかということをちょっと確認させてください。

◆星見健蔵委員長 平戸所長。

○平戸由美こども発達支援センター所長 はい。こども発達支援センター平戸です。今、新しい施設に市としてどういうものを求めるかということはどう考えているかということで御質問いただいたと思います。資料のほうで御説明したときに、この若草学園のほうは通園事業と外来療育という大きな2本立て、外来療育は地域の療育として大きなちょっと柱として考えております。

通園のほうの事業に関しましては今後どれぐらいの見込みがあるかによりまして、また通園事業を今の定員を維持しながらやっていくということは考えておるところでございますが、もう1つ外来療育におきましては、やはり今、専用の部屋もない状況でやっているということもありますので、このセンターとしましては、特にこの外来療育の充実というところ、受給者証がなくても早い段階から療育が可能だという外来療育のところを、より充実を図らないといけないなということを考えております。

サウンディング調査でその辺りもちょっと、どんなものを今後療育としてよりしないといけないかということも改めて皆様の御意見いただきながら充実に深めてまいりたいと考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ぜひ、専門的に療育を担っている人や、それから保護者の方や意見を広く求めていただいて充実したものをやっぱり。それで、いろいろ保育園に通いながら不安に思っておられる人たちが通えるところが外来療育で、そこに通っておられる方が連れていかないといけないということで仕事を休んだりとか、あるいはおばあちゃんが連れていったりとかいうようなことで、必要だと思いつながらなかなかそういうところも大変だったというような声もお聞きしたりしています。今、そういうことはいろいろ声をつかんでいただいて、いいものを

つくっていくように、声つかんでいただきたいなというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 同じく若草学園の管理運営費のところでは質問をいたします。現地建て替えということを用意しているとお書かれております。となると、実際、既存の建物を利用しつつ現地に新たなものを建てるという、こういう構想なのかどうなのかということについてお聞きします。

◆星見健蔵委員長 平戸所長。

○平戸由美こども発達支援センター所長 はい。こども発達支援センター平戸です。おっしゃるとおりで、今、敷地内に建っている園舎をそのまま、そこでは療育を継続しながら、そして幸いに少し園庭が広いということがありますので、その園庭のところには新しい園舎を建てるという計画で今は考えているところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 22ページの上段のひきこもり対策支援事業費です。福祉のほうでも県の調査に、県の依頼を受けての調査というのがあって、これも同じようなものだというので、この場合は、方法が民生委員さんによる調査、民生委員が把握している状況を調査するということなんです。これは県が指定した調査方法ですか。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。保健医療課雁長です。こちらの調査方法にいたしましては、県のほうからこのように方法がありましたので、それに従って、鳥取市のほうでも同様の形で取り組もうと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 民生委員さんが地域の、特にこの15歳以上っていうところの対象の方のひきこもりっていうのをやっぱり把握していらっしゃるというふうに県は思っているし、鳥取市もそれつかんどって、その範囲の調査でいいなというふうに思っておられるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。県のほうからは、調査方法は幾つかの提案がございました。調査の関係部署が把握しているひきこもりの方の状況であるとか、あと、民生委員さんだったり、社会福祉協議会、あと、障がい者のサービス事業所などで把握している数ということの調査方法があったんですけども、ただ、その中で、こちらを重複しないようにというようなことのただし書もございましたので、そうしますと、多分個人の名前までの調査ができませんので、重複しない形で実人数を把握しようと思えば、1つの方法を選択するしかないなというところで身近な民生委員さんのほうで把握している数をこちらのほうも調査したいということで、このような方法を選択させていただきました。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 なかなか民生委員さん、本当につかんでおられる数だけでいいのかなあという、

県も鳥取市何人とかそういうの、出すんでしょうかね、そういう公表の仕方になるのかどうかよく分かんないですけど、ちょっともっと網の目を小さくして把握できる方法をいろいろ考えないといけないんじゃないのかなとったりします。併せてチラシ配布っていうのも言われたんですけど、これはどういう内容で誰が誰に配るんですか。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。保健医療課雁長です。チラシにつきましては、ひきこもりに関すること、ひきこもりとはどういうものかということと、あとは相談窓口です。保健所なり、精神保健福祉センターというふうな相談窓口、あとはひきこもりの方にとどのように対応したらいいかというような家族としてできることなどを書いております。あと、それと家族教室も保健所のほうで実施しておりますので、その案内も一緒に入れております。

配布する対象としましては、調査をしていただく民生委員さんにもこういうことだということを理解していただきたいというのがありますし、あとは御家族の方にお渡ししていただいて保健所なりの相談のほうにつながればいいかということで配布する予定にしております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 同じ箇所での質問をさせていただきます。様々な方法が、県から調査の方法が示されて、重複をしないがためにというところで民生委員さんによるものということを選ばれたと、こういうことは分かりました。それで、併せて私自身も民生委員さんをお願いをするというのは、今後のやはり地域での支え合いというところで大事なことかなというふうに感じているところです。そこで質問ですが、経費として調査票の印刷経費を組んでおられます。これの中にはさっき言ったチラシも入るのかどうかということと、もう1つは、この印刷経費を組むということは、想定何人くらいということをも多分勘案しながら刷らないといけんと思しますので、これを何人くらいということ想定されているのか、そこを教えてください。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。保健医療課雁長です。この調査票の印刷経費の1万5,000円につきましては、チラシの費用は入っておりません。県のほうは調査にかかる費用をということ示しておりますので、調査用紙であるとか、あと、民生委員さんに対する依頼文章の用紙代であるとか、あとは封書でお返ししていただくと思っておりますので、その封筒代であるとかというところで調査に係る部分のみというふうになっております。それで、何人くらいという想定なんですけれども、民生委員さんのほうで一覧表の中に人数を書いて返していただくような調査票になっておりますので、お1人1枚という形になります。個人個人の調査票ではなく民生委員さんが自分の把握している数を集計表に記入していただいて返していただくという形になりますので、民生委員さんの人数分を想定しております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。とすれば、今回の調査というものの趣旨は、具体的にひきこもり者がどれくらいいるのかということ自体を把握すると、こういう調査の目的という理解でよろしいですか。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。保健医療課雁長です。1つは実態がどれくらいひきこもりの方がいるかというところで、本来でしたら民生委員さんに地区を回っていただいて、掘り起こしというようなこともしたほうがいいのではないかという意見も一方ではありますけれども、そこまでのものではなく、今、把握している数をとということで、大体の実態を把握したいというふうな県のほうの趣旨もございましたので、それでさせていただいております。あと、いるかないかではなく、どのような方がということで年齢であるとか、性別であるとか、あと、分かる範囲でということではございますが、ひきこもったきっかけであるとか、どれくらいの年数ひきこもっているかということまで把握している場合には、報告していただくような形になっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。できればやはりきっかけといってもなかなか重複度が、結構こういうものって多いので、これだって1つに絞るといのはなかなか難しいかもしれませんけれど、今回の、やはりこの実態把握するという自体はとても大事なことだと思うんですね。とすると、これを基にしながら具体的には、じゃあ、どういうひきこもり対策をしていくのかということが今後、求められると思うんですが、その後のことという何か計画ありますか、教えてください。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。保健医療課雁長です。数につきましては、県のほうが県全体の数を取りまとめて集計をされるということ聞いておりますし、また、施策についても検討をするというふうに言っております。鳥取市としましては、特別この調査を基に何か新たな施策をというふうには考えておりませんが、この調査をきっかけに1人でも多くの方が相談につながる、支援につながるということになればいいなというふうに思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 その調査結果によって施策が必要かどうかということは今後の検討だと思います。今からすることはないのではなくて、今後の検討だということをお願いしたいのと、もう1つは、これはお願いなんですけれど、例えば鳥取市の出生率はどうですかって聞いたら、もう県が集約をして、計算式に基づくので市で出すわけではないというような、こういう県と市のシステムの違いみたいなものがあるんですね。それで、実際やはり調査するからには鳥取市として絶対調査に関わって、うちのものが欲しいわけですね。それで、やはりそういう県との連携を基にして、県にやっぱりしっかり鳥取市は鳥取市のデータをくださいと、こういうことを要求していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◆星見健蔵委員長 要望ということでね。

◆坂根政代委員 はい。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいでしょうか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**星見健蔵委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

- ◆**星見健蔵委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第78号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆**星見健蔵委員長** 次に議案第78号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。岩永委員。

- ◆**岩永安子委員** すみません。この不妊治療の制度のほうについてなんですけど、保険適用になって2年が経過をして、それで、3年目になって今度は今、保険適用外の自費でも、それは県で一定の規定に基づいて助成をしようという制度なんですけど、この40歳未満、あるいは40歳以上の方に対してということで、この高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回ったところの2分の1を助成するというので、私は普通に診療でかかったときに、自分は高額療養費制度で戻ってくるかしらどうかしらとか思って、病院の窓口でそれを確認してもらえませんかかってお願いをしたことがあります。

それで、そのときに、この限度額認定証やなんかの提出を求められたり、去年のことなんですけど、求められたりっていうことはなくて、私マイナンバーカードを持っていませんから窓口でそのことを言って市役所に確認しますねって言われて、お願いしますって言ったりしたんですけど、要は持っていないけれどもそのようにして確認してもらおうということが、マイナンバーカードを持っておれば本人の了解を取った上で確認しますね、だから、これだけ補助しますよということがさっとできるという理解でよろしいでしょうか。

- ◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

- 小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。この制度ですけれども、病院で受け付けるときみたいに保険証を確認して受けるという上限額がやはり分からないということで、今現在のところマイナンバーで確認できませんので、この条例まだ通っていませんので確認できないので、上限額認定証のほうをお持ちいただいて確認させていただいております。ですから、病院と違うというところで市役所の窓口のほうでその確認をしないとイケないという作業ございますので、上限額認定証のほう持ってきて確認させていただいております。以上です。

- ◆**星見健蔵委員長** そのほかよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**星見健蔵委員長** それではないようでございます。以上で質疑を終了します。討論ございますか。岩永委員。

- ◆**岩永安子委員** はい。マイナンバーの利用拡大を図るものだというので反対です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは以上で討論を終結します。これより議案第78号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第80号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第80号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。本案に対して質疑はございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。第80号です。第80号の付議案の案ということでこの資料いただいております。それで、この資料の10ページの、この条例は交付の日から施行する。それで、また2の2行目には当分の間という言葉もあります。それで、1つ質問はこの交付の日から施行するというふうになっていますが、現在の家庭的保育事業の運営者がこの配置基準を見直した場合に交付の日からの施行ということで可能かどうか。また、その関連で可能でない場合は当分の間というのが出ていると思うんですが、じゃあ、当分の間というのは誰が判断をするのかそこを教えてください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。まず、1点目ですが、こちらの家庭的保育事業等の基準につきましては、対象が本市においては小規模保育事業の12施設というところでございます。小規模保育事業につきましては、基本はゼロ歳から2歳の年齢を対象とした事業でございます。ただし、国のほうは3歳から5歳までも、その地域に3歳以上の子を受入れができない、そういった体制がない場合は受入れをしてもいいというような特例的な扱いもございまして、今回改正が行われたところでございます。

本市におきましてはそのような対応を現在しておりませんので、3歳以上のお子さんの受入れというのは小規模の事業所のほうではない状況でございます。ですので、影響としては今のところないというところでございますが、この当分の間というところ、どこが示すのかという御質問でございましたが、こちらのほうこの基準条例のほうは国の基準省令等の改正に伴って、その改正内容に沿って改正を行っております。こちらの当分の間のほうも今後国のほうから示されることとなっております。ただ、現時点ではその想定の間というの、特に示されていない状況でございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。分かりました。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほかよろしいですか。ございませんか。それではないようでございます。以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**星見健蔵委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第80号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

- ◆**星見健蔵委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第81号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆**星見健蔵委員長** 次に議案第81号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを質疑いたします。委員の皆様から本案について質疑ございますか。坂根委員。

- ◆**坂根政代委員** はい。重ねて同じような質問になりますけど、させていただきます。先回の伊藤議員の質問に対して様々な答えをいただきましたが、公立保育所については、今年度は今の状況、そして令和7年は今後の検討になっていくというような配置基準の見直しというところでの職員の配置の感じがありますので、そういう状況でしたが、じゃあ、民間自体は、民間の私立であるとか、次の子ども園にもかかってくるんですけれど、具体的にこの配置基準を示した場合に、今後の把握だということですが、これがすんなりスタートできる状態になっているのかどうなのか、この把握はどういう状況でしょうか教えてください。実態がどういう状況か。

- ◆**星見健蔵委員長** 濱田課長。

- 濱田寿之幼児保育課長** はい。幼児保育課の濱田です。今現時点では全園の状況というのは、確認は取っておりませんが、例えば、3歳児の配置につきましては、これまでも3歳児の配置の改善加算というのがございまして、その取得状況を見る限り、月によってその取得できてない園もございまして、年間通じて見ますと、全園がこの加算を取得している状況ということがありますので、3歳児についてはある程度この改正後の基準を満たした状況で運営をされているのではないかと思います。

4、5歳児についても、なかなか1クラスが25人以上というクラスをお持ちの園というのは、数少ない状況でございますので、満たさないとすればそのような状況の園かなとは思っておりますが、今現在まだ状況確認取れてはおりませんので、今後しっかり私立の状況も確認を取っていきたいと思っております。

もう1点ですが、月によってばらつきがあるというのがやはり職員さんの急な退職であったり、また、中途のお子さんの受入れであったり、そういった状況の発生によって職員配置が、改正後の配置ができないという状況も生じることが見込まれております。以上でございます。

- ◆**星見健蔵委員長** そのほか。岩永委員。

- ◆**岩永安子委員** 確認なんですけれども、公立保育園の配置基準は新基準を満たしているのかということと、それから、今後途中入所で園児が増えたりということもあると思うんですけど、そういうふうになったときにはどうでしょうかということをもまず。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。まず、公立園の状況でございますが、先日の伊藤議員さんの質疑のほうでも答弁させていただきましたが、基本的には改正前の基準を用いて配置のほう行なっておりますが、結果的に、4月1日現在の配置につきましては、改正後の基準を満たした状態で配置がなされているという状況でございます。ただし、先ほども申し上げましたが、職員の退職なり、中途の受入れ等によって、今後、改正後の基準は満たさない状況もございます。今年度はあくまで基本的には改正前の状況を踏まえての配置ということを考えておりますが、また7年度以降の配置につきましては今後検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。配置基準が55年ぶりとかね、76年ぶりとかいうことで改定となったことを私は、やっぱり子供の発達や安全・安心の保育していくためには必要だと、保育士さんの労働条件もそうでないとよくなるということを考えて、配置基準変えてくれということをやってまいりました。それで担当課は、今のところは改正前の基準でやっているってということなんですけど、この配置基準の改定について、どういうふうに受け止めておられるでしょうか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。受け止め方というところでございますが、こちら担当課というよりも、先日の伊藤議員さんの質疑のほうでも答弁させていただきました。やはりこの改正後の手厚い配置っていうのは、園児一人一人にとってよりきめ細かな保育をするに当たってとか、あとは先ほど委員さんのほうもおっしゃいました保育士の負担軽減、そういった観点からの必要性は十分理解しているところでございますが、一方では、やはり人材確保の難しさというところの全国的にここの問題、懸念されているところでございますので、そういったところの解消する対策ということも併せて進めながら、今後検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。今後については検討するっていうことなんですけど、何事もいつ改定しようということを国の指示だけではなくって、やっぱりそこを目指して期限を決め、明らかにしてやっていかないとなかなか大変、いつまでたっても、何十年もたってしまうということじゃないかと思うんですけど、保育士さんやっぱり確保していくということが一番ネックなんじゃないかなと思うんですけど、そのために担当課として、どういうふうにしたらいいのかなっていうようなところ、何か考えていらっしゃるがあれば教えてください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。この人材確保の対策につきましては、本市独自でもいろいろな取組も行なっておりますし、もちろん県、あとは県の所管になりますけども、保育士等の支援センターのほう、こちらのほうとも密に連携を図りながら、今、取組を進めようとしているところでございますので、そういったところで関係機関としっかりと連携図りながら今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。当分の間についているんですけど、この配置基準の改定は本当に運動やってきたね、成果だというふうに思っております、やっぱり常勤職員さんを確保して早く当分の間を取っていけるように、一緒に頑張りたいなと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了いたします。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第81号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決をいたします。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第82号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第82号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正についてを質疑行います。本案に質疑ございますか。ございませんか。坂根委員。

◆坂根政代委員 すみません。80号、81号もちょっと聞き忘れましたが、交付の日から施行すると書いてありますが、公布はいつ予定されていますか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。この議案議決日が施行日になります。公布の日になります。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 とすれば6月の21日ということになるでしょうか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。そうでございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第82号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第90号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第90号専決処分事項の報告及び承認について所管に属する部分についての質疑を行います。本案に質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 母子生活支援施設運営費の保護単価が上がったためという説明だったと思います。これによって、施設運営費が上がるということによって入所者の人の負担が上がるということではないですよね。そこを教えてください。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田です。入所者の利用料につきましては、条例で定めておりますので、上がるということはありません。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 保護単価が上がると何が変わるのかっていうこと、教えてください。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。指定管理料ですね、ですから、指定管理を福祉会にしておるんですけども、指定管理料についてその算出根拠を国の措置費の算定基準によりまして算出しておるものですから、毎年ですね、改定のときに費用的なものが変わってくるということでございます。

内容としましては、このたびの改定の主なものとしましては、民間給与の改善ということですね、その部分が大きなものとなっておりますし、もう1点は生活費になりますけども、一般分の保護単価というものが大きな引上げのところになっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。一般分の保護単価ってものの、どういうことでしょうか。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田です。一般分保護単価で、保護単価の全体的なもの、1件当たりの算出に伴う根拠となるものでして、その基本部分っていいですか、そういうところが引き上げられたというところでございます。以上です。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほかございませんか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 ないようでございます。以上で討論を終結します。これより議案第90号先決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案を承認される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は承認すべきものと決定されました。

議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは続いて追加提案分に入ります。議案第92号令和6年度鳥取市一般会

計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算所管に属する部分の説明をさせていただきます。資料といたしまして事業別概要書の6月追加補正予算という分で説明をさせていただきます。8ページになります。低所得者等への光熱費助成事業費（児童扶養手当受給世帯分）になります。依然としてエネルギー価格や物価高騰が継続しており、また、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業が令和6年6月末に終了するなど、今後も生活に困窮する世帯の家計への影響が大きいと見込まれることから、経済的支援を県の事業に呼応して実施するものです。

対象者として、県の事業では市町村が定める世帯としており、こちらでは児童扶養手当受給世帯を計上しております。令和6年4月時点での児童扶養手当受給者として1,482世帯助成経費として県が基準としている1世帯当たり1万円を支給いたします。予算要求といたしまして、扶助費として1,482万円、郵券料等事務費につきまして30万円、合計1,512万円を要求しております。なお、財源内訳といたしまして、扶助費の2分の1に当たる741万円が県の家計負担激変緩和対策事業補助金、一般財源として扶助費の2分の1に当たる741万円と事務費30万円の771万円を充当しております。

なお、児童扶養手当受給者への支給としておりますので、申請は不要としており、議決後速やかに準備を進めて7月末までには支給する予定としております。以上です。

◆星見健蔵委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 確認です。福祉部のところでも1世帯当たり1万円は6か月分だという説明でした。そういう認識でよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。6か月分というのは、県のほうが示してこられたのは6か月分ということですが、激変緩和対策ということで、6か月分を算定根拠として計算しているということで伺っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第92号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

こども誰でも通園制度試行的事業の実施について（説明・質疑）

◆星見健蔵委員長 それでは引き続きましてその他の報告として、こども誰でも通園制度試行的事業の実施についての説明をお願いいたします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。では、その他の報告として、こども誰でも通園制度試行的事業の実施について説明をさせていただきます。資料2福祉保健委員会その他の報告説明資料、A4縦長の分ですが、こちらの資料の3ページで説明をさせていただきます。この事業につきましては、令和8年度より全国の全自治体で実施が予定されておりますこども誰でも通園制度の事業の効果や課題の検証を早めに行い、本格実施が円滑に行えるよう試行的に実施するものでございます。

2番の事業の概要のほう説明させていただきます。実施期間につきましては、令和6年7月1日から令和7年3月31日までの9か月間で、6月3日から既に申込みを受け付けております。対象者は本市に住民票がある生後6か月から満3歳未満の未就園児で、実施施設につきましては、公立の富桑保育園、美和保育園、湖南保育園の3園としております。利用時間は平日の9時から16時で、子供1人当たり月10時間を上限として時間単位での利用が可能となっております。利用料は1人当たり1時間300円としております。また、周知方法につきましては、そちらに記載しております鳥取市報ほか様々な媒体を活用しまして、周知を図っているところでございます。

3番の申込みの状況等でございますが、まず、申込みにつきましては、6月17日現在で15件ございました。その全てが利用承諾として通知を既に発出しているところでございます。利用予約につきましては各園1人ずつの計3名が17日現在では予約をさせていただいております。その次の職員配置につきましては各園3人の配置を予定しているところでございますが、現時点では富桑保育園に2人、美和保育園に2人、湖南保育園に1人の配置となっており、現在も継続して募集を行っているところでございます。

最後に青枠で囲ってある利用の流れでございます。初めて本事業を利用する場合は安心・安全に事業を実施するため、事前の親子面談を行うことから、利用申込みは3週間前、希望する園への予約は10日前までに行っていただくこととしております。また、2回目以降の利用の場合は給食を希望される場合は1週間前までに、そうでない場合は2日前までに予約を行っていただく流れとなっております。説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 説明いただきました。委員の皆様からこの件について質疑ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 2点お願いします。まず、1点は、この事業の申込みは利用の流れで分かるんですが、最終はいつ頃までというふうに考えておられるのか。これが1点目。2点目は、職員の配置のこの基準の考え方をお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。まず1点目でございますが、利用の申込みの最終ということで、実施期間のほうは7年の3月末までとなっておりますので、その3週間前が最終ということで考えております。それで、次に配置基準につきましては、こちらのほうが国の基準ですが、一時預かり事業での配置基準に沿っての配置となっております。その内容につきましては保育所の配置基準と同様ということでございまして、例えばゼロ歳でしたら3対1。1、2歳でしたら6対1ということです。それで本市におきましては各園でゼロ歳か

ら2歳までの3つの園で受け入れるために、専任の保育士を3名ということで、各園に3名ずつということで予定しているところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 分かりました。3名ずつの配置予定で、現在のところがこの状況だという、はい。ちょっと私の理解が間違っておりました。ありがとうございます。もう1つ、先ほど3月31日の3週間前までと、こういうことでしたけれど、これは国の基準で示されているというところでしょうか。実際、現場でいうと卒園式、入園に向けた準備、3月の後半はかなり厳しい状況だと思うんですね。なのにあえてその3週間前まで受けるのかどうなのかというところがちょっと私は難点だなと感じておりますが、その辺はどうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。まずはその3月31日までを実施期間としておりますので、最終日まで受け入れられる体制を確保しておきたいというところで、より利用していただけるように、ぎりぎりまで申込み期間を設けさせていただくというのが1点と、それとやはり先ほど委員さんもおっしゃいましたように、園のほうではなかなか繁忙な時期を迎えているところではありますが、今回、今まだ予定した人数は配置できておりませんが、後々は予定している3名ずつの専任保育士というのを配置する予定にしておりますので、その辺り今の通常の保育に当たる保育士の負担がかからないように、専任の保育士でこのこども誰でも通園の試行的事業のほうの対応というのはさせていただくように考えているところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 体制については現場が困らないようにしっかりやっていくという、こういうお話だったと思います。じゃあ、先ほど言った、この3月31日まで受けないといけんというのは国の決まりなんですとかどうなんですか。そこは教えてください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。今回の試行的事業につきましては、国のほうから示されておりますのが、令和6年度実施というところではございますが、最低9か月の期間を設けることということになっております。本市においては7月1日からの開始。こちらのほうはある程度円滑に実施ができるように準備期間を設けて、7月1日開始としておりますが、7月1日から開始した場合に9か月がちょうど3月末というところですので、その期間の設定にさせていただいております。以上でございます。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 3園選ばれています。それで当初予算の説明のときに誰でも通園制度のスタイルが3つあって、それで3園、3つでやる予定ですというお話だけがありました。それで富桑、美和、湖南のそれぞれどういうスタイルでやるのか。それで、どこが違うのかっていうこと教えてください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。形態としましては3通りございまして、まず、保育所等の定員とは関わりなく定員設定を自由に行う一般型というものがございまして、その一般型には在園児と合同で実施する方法と在園児とは別の専用スペースで実施する方法の2通りございまして、それともう1通りが保育所等の定員の範囲内で受入れを行って、基本的には在園児と合同で実施する余裕活用型、こちら合わせて3通りの形態がございまして。

本市の3園の実施形態につきましては、富桑保育園が余裕活用型、美和保育園が一般型で在園児と合同実施する形態、湖南保育園が一般型で、専用スペースで実施する形態、この3通りで実施することとしております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 富桑が余裕活用型だということだと、定員の範囲内ということになると、今の状況からすると、どのくらい受入れが可能なんですか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。現状からいきますと、こちら職員を専任で配置しますので、その職員で見られる範囲内は対応できる、面積基準は満たしているということでございまして、こちらの各園の定員の設定が8名ずつで設定をしておりますので、上限8名ということで考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 定員というのは園全体の定員ではなくって、誰でも通園制度の定員があつて、それが8人ということ。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。誰でも通園の試行的事業の定員8名というところでございまして。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 定員とは関わりなく、定員設定を自由に行う一般型はどういう定員になるんですか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。ちょっと説明が不十分だったかもしれないですが、一般型というのが保育所等の定員、例えば5歳児が40人とかであれば、そこで、その空き状況にかかわらず、この試行的事業のほうの定員を自由にプラス5人、プラスといいますが、独自に5人、それで、全体的には45人とかということになりますし、一般型というのがもう保育所等の定員には関係なく、自由に設定できますよというのが一般型でございます。

先ほどの余裕活用型、富桑保育園でございまして、こちらは定員の範囲内ということですので、もちろん定員というのは職員配置、面積基準、これを満たした状態でございまして、今回、面積基準のほうを取ってみますと、まず、現状ですと、富桑ではある程度8人上限で受入れられるような面積の余裕はございまして、あとは職員配置でございまして、こちらは通常保育を行う職員だけで見ると、ちょっと不足する状況ではありますが、今回はこれ専任で職員を配置しますので、その試行的事業のほうで配置した職員の見られる範囲内で、受入れが可能なので上

限8名まで可能ですということでお話させていただいたところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 よろしいでしょうか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。あと、親子面談、試行的事業には親子面談がきちんと位置づけられているのかなと思うんですが、いろいろこの親子面談では安全・安心に保育していただくために、しっかり面談をしていただきたいと思いますと思うんですけど、例えば時間はどのくらい面談するのか、どういう内容を聴取するのかっていうようなところはどういうふうになっているんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。まず、時間については長くても30分程度予定しております。それで、面談の聞き取り内容につきましては、こちら統一した様式を設定しております。持病であったり、アレルギーであったり、お預かりして保育する中で配慮が必要な内容等をしっかり確認取らせていただくこととしております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ゼロ歳6か月から2歳の人見知りの時期だったり、それからふだんは親とべったりの生活をしている子だということや、そういう子を預かって、預かり始めのときのやっぱり事故が多いということを見ると、本当に親子面談も情報収集と併せて時間も取って様子を見るというか、そういうことも必要じゃないのかなというふうに思ったりします。ぜひ試行事業ということで、事故のないようにやっていただきたいなというふうに思いますし、今後、どういう状況になっているのかというようなことを委員会としても教えていただきたいなと思いますので、例えば半年たった時点ですとか、一定の時期にまた、報告いただくようにぜひお願いしたいです。

◆星見健蔵委員長 要望ということで、はい。そのほか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。こども誰でもってうたってあるけど、ここに不承諾って書いてあるのはどういうケースが考えられるの。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。対象年齢ではない方からの申込みであったり、今回、試行的事業に関しては市内のお子さんを対象としておりますので、市外の方からの申込みであったり、あとは未就園のお子さんが対象になっております。どこか保育園とかに入所されている状況であれば不承諾ということで対応させていただくことにしております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。それに関連してですけどね、育児休暇とか、イクメンの皆さんでもあるでしょうし、全ての子育て家庭にということになっていましてね、この親御さんが働いたりしておじいさん、おばあさんが見るとか、その方も全て対象ということですか。その辺を。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。特に理由等は必要ありませんので全ての方が対象になります。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それではこれで質疑を終了いたします。12時を若干回ってしまいましたけども、以上で健康こども部を終了します。大変お疲れさまでした。

#### 委員会視察報告書について

◆星見健蔵委員長 それでは次に、委員会視察報告書についてということで、前回、皆さんの出されていただいていた視察報告書等に勘案、議会事務局のほうからまとめていただいております。その中で1点だけ、視察先1件についての議会報告会に提出、委員会報告書について提出をする部分を決めさせていただいております。それで、皆さんに既にお配りいたしておると思いますけども、このような形でまとめさせていただいたところでもありますけども、皆さんのほうでこの文面等についていかがでしょうか。でも、文字数も限られておまして、かいつまんだその辺りしか報告できんわけですけども、どうでしょうかこの内容、いかがでしょうか。よろしいですか。

◆西村紳一郎委員 写真も入るだか。

○一村泰志局次長 はい。

◆星見健蔵委員長 写真も入るんですね。

○一村泰志局次長 はい。写真も入ります。

◆星見健蔵委員長 だけ、この姿で提出をさせていただきたいということなんです。よろしいでしょうかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 じゃあ、これでいいということでございます。これを議会だよりの原稿とさせていただきます。それでは一旦ここで福祉保健委員会を終了させていただきたいと思っております。

午後0時12分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項によりここに署名する。

福祉保健委員長